

8月1日から 保険証などが 新しくなります

高齢者医療の自己負担割合は、被保険者自身やその世帯の所得などに応じて、後期高齢者（75歳以上）が「3割」と「1割」、前期高齢者（70～74歳）が「3割」と「2割」と、被保険者ごとに異なります。

このため、毎年、所得が確定するこの時期に、保険証や受給者証などの更新が行われます。現在ご利用の保険証や受給者証などの有効期限を、今一度、ご確認ください。

後期高齢者医療制度

▶新しい保険証を郵送

岐阜県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の新しい保険証（薄い青色）を、7月中旬に簡易書留で郵送します。

また、市県民税非課税世帯の人には、入院時の食事代が減額され、窓口での支払いが所得に応じた負担限度額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」も同封します。

申請書が同封されている人は、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。



今年は薄い青色

▶保険料額決定(変更)通知書を郵送

平成28年中の所得額が確定したことにより、平成29年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました。

保険料額決定(変更)通知書を7月中旬に郵送（6月以降に被保険者になった人には、8月以降に順次送付）します。同通知書には、保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、個人ごとに決められます。今年度の保険料の算定は次のとおりです。なお、均等割額や所得割額は、世帯の所得や被保険者数などで、2～9割軽減されます。

$$\text{保険料} \quad \text{限度額57万円} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(年額) 42,690円 所得 × 所得割率8.55%

所得 = 総所得金額等 - 33万円 (基礎控除額)

問合せ 窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）

敬老・金婚祝金を贈ります

市は、9月18日の敬老の日にあわせて、敬老祝金と金婚祝金を贈ります。いずれも9月1日現在で市内に住民登録があり、9月15日現在で1年以上市内に居住している人が対象です。祝金は、申請手続き後に指定の口座へ振り込みます。

詳しくは、高齢介護課高齢福祉グループ（☎47-7424）へ。



区分	対象	金額
敬老 祝金	77歳(喜寿) 昭和14年9月16日～昭和15年9月15日生まれ	5,000円
	88歳(米寿) 昭和3年9月16日～昭和4年9月15日生まれ	15,000円
	※100歳(百寿)の人に限ります。祝金(10万円)と祝品を誕生日にお届けします	
金婚 祝金	昭和42年1月1日～昭和42年12月31日に婚姻届を提出した夫婦	一組 10,000円

国民健康保険

▶70歳から74歳の加入者に新しい高齢受給者証を郵送

市は、70歳から74歳までの国民健康保険の加入者に、新しい高齢受給者証を、7月中旬に郵送します。負担割合は「3割」と「2割」になっていますが、昭和19年4月1日以前生まれの加入者で「2割」の対象者は、特例措置で「1割」となっています。

▶限度額適用認定証などの更新手続き～8月1日から～

医療費が高額になった場合、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる限度額適用認定証。その有効期限は7月31日までです。引き続き認定証が必要な人は、8月1日以降の平日に、印鑑・保険証・現在の認定証・マイナンバーが分かるものを持参し、窓口サービス課・各地域事務所・各市民サービスセンターで手続きしてください。

なお、保険料の未納がある場合は更新できません。

また、入院時食事代（一食360円）が減額される標準負担額減額認定証の有効期限も、7月31日までです。限度額適用認定証と同様に更新手続きをしてください。

問合せ 窓口サービス課国民健康保険グループ（☎47-8132）

市老人医療費助成(垣老)

▶70～73歳対象者に更新申請書などを郵送

市は、市老人医療費助成制度（垣老）の70～73歳対象者に、新しい受給者証交付のための更新申請書を、7月20日頃に郵送します。対象となるのは、高齢受給者証の負担割合が「2割」の人です。

更新の手続きは、ご加入の保険によって異なります。

■国民健康保険に加入の人

受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。

■健康保険協会、共済組合など国民健康保険以外に加入の人

更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、健康保険証と高齢受給者証のコピーを添付して、同封の返信用封筒で返信してください。市老人医療費助成制度（垣老）の受給者証は、高齢受給者証のコピーで負担割合を確認後、郵送します。

※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください。

問合せ 窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）



要介護・要支援の認定を受けている人、介護予防・生活支援サービス事業を利用されている人に交付している「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日までです。

新しい同証を7月中旬に送付しますので、8月1日以降に介護保険サービス等を利用する場合にご提示ください。

なお、利用者負担割合は前年の所得によって決定します。

詳しくは、高齢介護課介護給付グループ（☎47-7406）へ。

【敬老祝金】

対象は、77歳（喜寿）、88歳（米寿）、100歳（百寿）の人です。

100歳以外の対象となる人には、申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、7月28日（金）までに直接または郵送で、高齢介護課、各地域事務所、各市民サービスセンターへ提出してください。※100歳の人は申請不要で、市から直接連絡します。

【金婚祝金（結婚50年）】

対象は、昭和42年1月1日～同年12月31日に婚姻届を提出した夫婦。対象となる人は、戸籍抄本と通帳を持参し、高齢介護課、各地域事務所、各市民サービスセンターで申請手続きをしてください。

なお、戸籍抄本は本籍のある役場でのみ交付しますので、市外に本籍がある人は、事前に取得してください。戸籍の郵送等請求は、各役場に直接お尋ねください。